

## 審査要領

グローバル・スタートアップ・キャンパスフラッグシップ拠点（仮称）整備に係る基本計画策定に関する調査・検討事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

### 記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査

を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない

## 審査基準

### I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考等により総合的に審査を行う。なお、審査委員会において必要と判断された申請については、追加で面接選考を実施する。その場合、日時・場所等必要事項は別途通知する。また、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

### II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化する。各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

### III 採択案件の決定方法

審査委員会は、提出された企画提案書について、本審査基準のIIに示す評価方法に基づき、書面審査を行う。審査委員会は書面審査結果を踏まえ、合議による審議を経て、審査基準 IV評価項目 1. 事業内容に関する評価および 2. 事業の実施体制に関する評価の合計点が満点の6割を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

### IV 評価項目

#### 1. 事業内容に関する評価

- ① 事業のスケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。成果物の納入期限をよく理解し具体的に練られていること。(5点)
- ② 調査・分析の手法・導き方へのアプローチの仕方が具体的に記載されていて、その内容が適切であること。(10点)
- ③ 調査の対象が本事業の趣旨・目的に照らして適切な相手及び数を具体的に記載していること。国内外の事例調査について、調査しようとする機関・国の選定及びその数は具体的かつ適切であること。(10点)
- ④ 基本方針及び基本計画策定、事業実現案の検討手法について具体的に記載されていて、その内容が適切であること。(10点)
- ⑤ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定(特に人件費、謝金、旅費)が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。(5点)

#### 2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。(15点)

- ② 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。（5点）

### 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。（3. 5点）

参考：評価項目と提出資料の対応について

評価項目	評価の根拠とする資料及び項目等
1. ①	企画提案書 1. (1)
1. ②	企画提案書 1. (2) (3) (4)
1. ③	企画提案書 1. (2) (3) (4)
1. ④	企画提案書 1. (5) (6)
1. ⑤	企画提案書 3.
2. ①	企画提案書 2.
2. ②	企画提案書 2.
3.	団体の概要がわかる資料

## V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業の実施体制に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。また、評価項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数を掛けて評点に重み付けをする。

評価基準	評価	点数換算
A	大変優れている	5点
B	優れている	4点
C	普通	3点
D	やや劣っている	2点
E	劣っている	1点

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝ 1点
- ・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝ 1. 5点
- ・ 認定段階 3＝ 2点

- ・プラチナえるぼし認定＝3.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点
- くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））
  - ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
  - ・トライくるみん認定＝1.5点
  - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
  - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
  - ・プラチナくるみん認定＝3.5点
- ユースエール認定（若者雇用促進法）
  - ・ユースエール認定＝2点
- 上記以外＝0点

評価項目	係数	評価基準				
		A	B	C	D	E
1. ①	1.0	5	4	3	2	1
1. ②	2.0	10	8	6	4	2
1. ③	2.0	10	8	6	4	2
1. ④	2.0	10	8	6	4	2
1. ⑤	1.0	5	4	3	2	1
2. ①	3.0	15	12	9	6	3
2. ②	1.0	5	4	3	2	1